

第1回死因究明等推進計画検討会 資料

死因究明等に関する課題意識 — 歯科法医学の立場から

日本法歯科医学会

日本歯科大学生命歯学部 歯科法医学講座 主任教授

都築 民幸

死因究明等推進基本法（以下、法と略）にしたがい、歯科法医学の立場から死因究明等に関する課題について述べる。

1. 死因究明に関する歯学教育について（法第六条関連）

歯科大学・大学歯学部において、歯科法医学の教育研究機関は約半数にしか置かれていない。歯科法医学の教育研究機関が設置されていない大学では、講義を担当する人員が不在であることが大きな理由として挙げられている。

日本法歯科医学会では、歯科大学学長・歯学部長会議から委嘱され、平成19年度歯科医学教授要綱に「社会系歯科医学領域歯科法医学分野」の教授項目、一般目標を策定した。これを参考にすれば、歯科法医学教育を進めることは可能であると考えられる。

歯学教育において、国家試験を総合的評価とすれば、国家試験出題基準は学習目標である。そして共用試験を形成的評価とすれば、モデル・コア・カリキュラムは行動目標に該当する。歯学モデル・コア・カリキュラム、歯科医師国家試験出題基準に社会歯科医学としての歯科法医学、臨床歯科法医学の項目をより多く収載することが、歯科法医学の教育を推進する一方略として考えられる。これにおいても、平成19年度歯科医学教授要綱を参照することができる。

2. 死因究明教育センター設置の拡大について（法第十一条、第十二条関連）

本学では、警察・児童相談所等から、死因究明や創傷鑑定の委嘱を多数、受けており、歯科法医学の研究教育機関として、実務をもとにした歯科法医学の専門性を追求し、教育に還元している。このような機関にさらなる人材育成を委嘱することは有用であるので、死因究明教育センターを歯学部にも拡大して設置することは有用と考える。

3. 虐待評価のための口腔顔面の損傷（病態と創傷）の調査から得られる情報について（法第三条、法第十一条、第十二条関連）

死因究明教育センターの役割のひとつに、法第三条3に記されている犯罪や虐待の予防への寄与が記されている。口腔顔面の病態や創傷等の歯科情報は、虐待における成傷機序の推定や、成育状況の推定に有用であることを理解して、死体の検査と同様に、口腔内外の画像所見、エックス線所見等、適切な情報収集を行うとともに、これらを評価できる人材を育成することが必要であると考えられる。歯学部に死因究明教育センターを設置することはこの意味でも有用であると考えられる。

4. 身元確認のための死体の科学調査の充実について（法第十六条関連）

データベースは、あくまでもスクリーニングであり、その後に行われるマッチングのための情報収集が必須であることを理解する必要がある。

身元確認における歯科法医学の有用性の理解として、照合・異同判定のより明確な理解、すなわち、スクリーニング（絞り込み）とマッチング（同一性の判定）の概念の理解が必要である。死後 CT 等、死後エックス線画像は、このマッチングのための情報として、きわめて有用である。死因究明のためのみならず、身元確認のために死後エックス線画像の採取は、推進されるべきであると考ええる。

前項で述べた歯学部における死因究明教育センターに CT 等の死後エックス線画像採取のための機器を設置し、マッチングのための情報を収集するとともに、身元確認のための画像情報の有用性について、教育研究を進める必要があると考ええる。

5. 歯科医業としての死体の検査ならびに歯科的個人識別について

歯科医師法には、歯科医師が死体の検査を行うことについて記されていないことから、歯科医師が行う死体の検査は歯科医業ではないと解される。このことは、「平時、災害時の歯科的個人識別はボランティアである」という認識につながり、最終判断は歯科医師の責任ではないという責任逃れにつながる恐れがある。

歯科的個人識別を行う者の専門性を担保するために、歯科医師が行う死体の検査は歯科医業であると認識されるべきであるほか、学会等の認定により、歯科医師の専門性を担保する必要があると考ええる。

参 考

- ・平成 19（2007）年改訂 歯科医学教授要綱，歯科大学学長・歯学部長会議編，2008，医歯薬出版
- ・都築民幸：災害歯科医療・災害時の歯科的個人識別 もっとも大切な役割と備え，日本歯学系学会協議会 2019 年度シンポジウム プロシーディング，http://www.ucjds.jp/proceeding/file/20190613_symposium.pdf